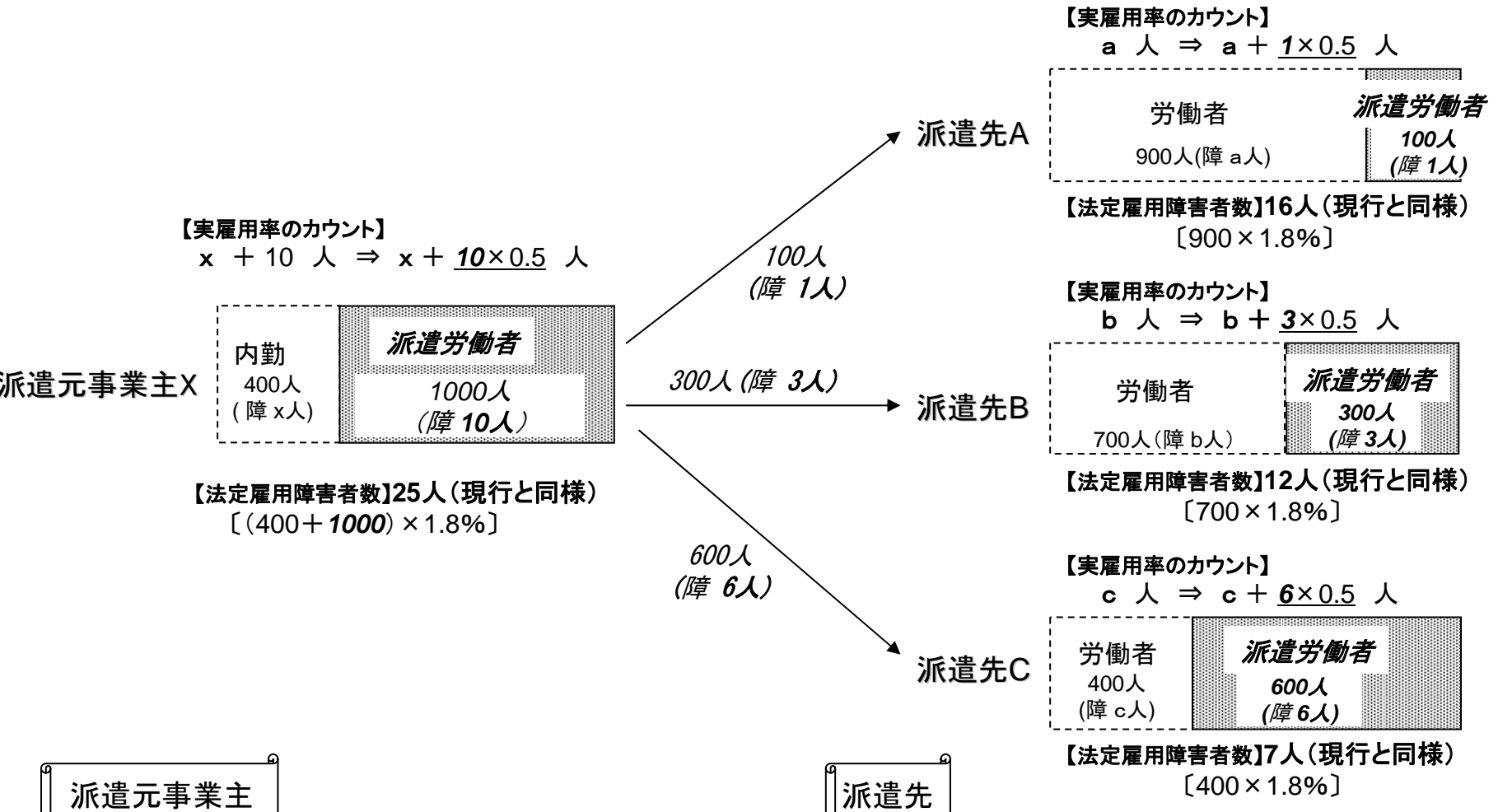


障害者の派遣労働に対する障害者雇用率制度の適用について

研究会報告書案において示されている、障害者の派遣労働に対する障害者雇用率制度の適用方法の見直し案のイメージは以下のとおり。(障害者である派遣労働者が、10人派遣されているとした場合の具体例)



派遣元事業主

- 【分子】 障害者である派遣労働者については、実雇用率の算定上、現行の1カウントから、0.5カウントへ見直し
- 【分母】 派遣労働者に係る障害者の雇用義務は派遣元(現行通り)

派遣先

- 【分子】 障害者である派遣労働者を受け入れた場合、現行では、実雇用率に算定されないが、0.5カウントで算定するよう見直し
- 【分母】 派遣労働者に係る障害者の雇用義務なし(現行通り)